

諮問の趣旨及び部会設置等の経過について

1 諮問の趣旨

本市では、平成 15 年 3 月に、それまで環境目標値について規定してきた公害防止条例を全面改正し、時代に合う環境目標値とするため、設定根拠を名古屋市環境基本条例に移行しました。そして、平成 15 年 10 月、環境審議会に「環境目標値の設定について」諮問いたしました。

現在の大気環境目標値は、その諮問に対する答申に基づいて、平成 17 年に設定したものであり、その設定から 10 年が経過しています。また、この答申のなかで、大気環境の状況及び施策効果等を鑑みて、一定の時期に見直しを検討することとされています。

また、平成 21 年に国において環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) については、環境基準の達成率が低い状況であり、市民の関心も高く、達成に向けた対策が求められています。

2 現行の環境目標値及び課題

物質名	目 標 値	達成時期
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	早期に達成するよう努める
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努める
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	早期に達成するよう努める
ベンゼン	年平均値が 3μg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努める

<課 題>

- ・ 施策の実施状況等及び大気環境目標値達成状況の評価
- ・ 今後の施策効果等を考慮した大気環境目標値の見直し
- ・ 微小粒子状物質 (PM2.5) 対策

3 部会設置等の経過

日付	内容
平成 27 年 9 月 8 日	環境審議会に諮問 「名古屋市環境基本条例に基づく大気環境目標値の見直しについて」
平成 27 年 10 月 1 日～30 日	公募委員募集
平成 27 年 11 月 12 日	公募委員の第 1 次書類選考
平成 27 年 12 月 11 日	公募委員の第 2 次面接選考・決定
平成 28 年 2 月 17 日	第 1 回大気環境目標値部会開催